

課税対象のロイヤルティの具体的通関申告手続 — 貿易コンプライアンスの新規則

PwC中国国際貿易サービス(WMS)ニュースレター

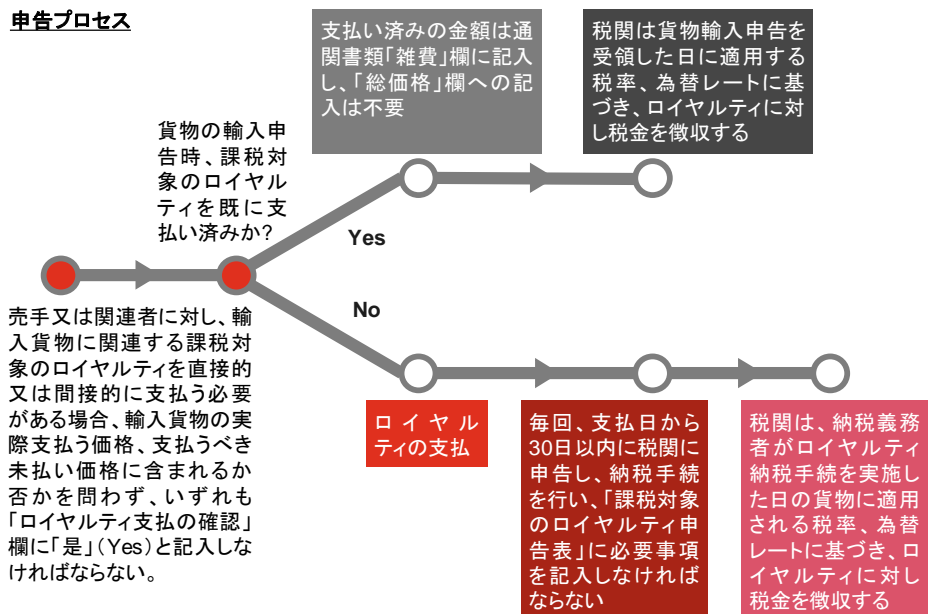
概要

最近、税関総署は「ロイヤルティ申告納税手続関連問題に関する公告」(税関総署公告2019年第58号)を公布し、課税対象のロイヤルティに対する詳細な申告規定を明確にしました。

税関総署の公告は異なる状況下における通関書類の必要事項の記入方法を明確にしただけでなく、同時に課税対象のロイヤルティの申告期限、租税徴収要素の適用及び延滞金徴収等の具体的規定を設けています。多くの輸入企業はこれから、コンプライアンス違反によるマイナス影響を回避すべく、公告の規定に従い申告を行う必要があると考えます。

税関総署公告内容の概要

申告プロセス



記入要求

輸入時
支払い
済み

納税義務者は貨物輸入申告時に課税対象のロイヤルティを既に支払っている場合、支払い済み金額は通関書類の「雑費」欄に記入し、「総価格」欄への記入は不要

輸入時
未払い

1. 通関書類の「監督管理方式」欄に「ロイヤルティ事後徴収」(監督管理コード9500)と記入
2. 「商品名称」欄に従来の輸入貨物名称を記入し、「商品コード」欄に従来の輸入貨物のHSコードを記入
3. 「法定数量」欄に「0.1」と記入
4. 「総価格」欄に毎回支払う課税対象のロイヤルティの金額を記入
5. 「グロスウェイト」と「ネットウェイト」欄には「1」と記入

延滞金

納税義務者が公告の第二条で規定する「ロイヤルティ支払の確認」欄に記入しないことにより税金の過少納付又は納付漏れが生じた場合は、税関は税金納付又は貨物通関の日から税関が違反行為を発見した日までの日数に基づき、一日ごとに過少納付又は納付漏れ税額の0.05%の延滞金を課す。

納税義務者が公告第二条の規定に基づき記入したが、公告第四条で規定する期限までに税関に対しロイヤルティの納税手続を行わずに税金の過少納付又は納付漏れが生じた場合、税関は納税手続期限満了日から納税手続が実施された日若しくは税関が違反行為を発見した日までの日数に基づき、一日ごとに過少納付又は納付漏れ税額の0.05%の延滞金を課す。

私どもの分析及び観察

- 税関総署2019年第58号公告では、輸入企業が税関に課税対象のロイヤルティを直接申告するチャンネルを提供しており、ロイヤルティを正確に申告することでコンプライアンスリスクを有効に低減させることができます。
- 税関総署は2019年第20号公告にて「ロイヤルティの事後的徴収」の監督管理方式(監督管理コード: 9500)を追加し、2019年第58号公告にて課税対象のロイヤルティの申告プロセス及び通関書類記入要求を明確化し、輸入企業が各輸入港湾又はグループ会社が国内の各子会社に対して統一的なロイヤルティ申告業務のモデルを事前に策定することが可能になります。
- 税関総署公告では、関連する課税対象のロイヤルティの輸入企業のコンプライアンス遵守に対しより高い要求を突きつけています。公告の要求に基づき申告ができていない場合、税関により延滞金、さらには行政処罰を課される可能性があります。

申告において予想される課題

- 税関総署2019年第18号公告では「ロイヤルティ支払の確認」欄の要求について、企業がロイヤルティの支払を確認できない場合、「是」(Yes)と記入すべきことが明記されています。一方、税関総署2019年第58号公告の規定では、課税対象のロイヤルティの支払を行っている場合には、「是」と記入すべきとされています。従って、企業は自社が支払ったロイヤルティが課税対象かを判断する必要が生じ、貨物輸入通関申告時のコンプライアンス確保が求められます。
- 貨物輸入時に課税対象のロイヤルティを支払い、かつ当該費用が一部の品目の輸入貨物の課税価格にのみ計上されている場合、企業は貨物輸入時にロイヤルティの計上が必要な貨物と不要な貨物とを分けて申告する必要が生じ、通関書類の「雑費」欄に記入されるロイヤルティ金額が正確に対象貨物の課税価格に配分され、正確に輸入関税率が適用されることを確保する必要があります。
- 課税対象のロイヤルティに関連する輸入貨物の種類、規格、HSコードが多数にわたる輸入企業は、ロイヤルティの支払後、税関に「9500」貿易方式での申告時に、ロイヤルティに関連する各種輸入貨物に配分し、全ての課税対象のロイヤルティに関連する輸入貨物が「9500」貿易方式の通関書類に網羅されるよう、配分の正確性を確保し、複数の通関書類への記入の必要が生じる可能性があります。

私どもの提案:

- 税関総署2019年第58号公告は、輸入企業のコンプライアンス遵守の難易度を引き上げるもので、ロイヤルティ申告前に大量の書類作成など業務負担が増すことが考えられます。従って、私どもは下記をご提案いたします:
- 支払うロイヤルティが課税対象であるか否かが不確定な企業は、その課税性を迅速に評価する。

- 税関とロイヤルティ課税性について合意している、若しくは継続的に追納している企業は、所轄税関と「9500」貿易方式での申告手続について協議し、申告間違いを回避する。
- 課税対象のロイヤルティを支払う企業の内部関連部門(例えば、通関、物流、財務、税務等)が協力と情報交換を強化し、税関が規定する申告期限を超過することによる延滞金、さらには行政処罰を回避する。

PwC国際貿易(WMS)チームは以下の分野において、企業様をサポートいたします:

ロイヤルティ支払の課税性の分析、評価、並びに評価結果に基づく企業と所轄税関との協議のサポート。課税性及び計算方法についての合意形成。



01

継続的な税金追納にて使用するロイヤルティ課税の配分及び追納計算方法の分析を行い、税関総署2019年第58号公告の申告要求のコンプライアンス遵守をサポート。



02



03

「9500」貿易方式でロイヤルティの申告が必要な企業の事前申告準備作業をサポートし、潜在的な問題と申告問題を事前に発見し、改善案を提起。

企業から所轄税関又は税関総署への、ロイヤルティ申告に関する問題のフィードバック、及び解決方法の協議をサポート。



04

お問い合わせ

PwC税関と国際貿易サービスの詳細は、下記の担当者までお問い合わせください:

張承淙 (Michael Zhang)

ジャパンデスク(日本語対応可)
+86 (21) 2323 1544
michael.cc.zhang@cn.pwc.com

鞠淑真

パートナー、華北
+86 (10) 6533 3319
susan.ju@cn.pwc.com

潘南山

ディレクター、華北
+86 (10) 6533 3730
nathan.pan@cn.pwc.com

山岸公彦 (Kimihiko Yamagishi)

ジャパンデスク(日本語対応可)
+86 (21) 2323 5099
kimihiko.k.yamagishi@cn.pwc.com

錢天雄

ディレクター、華中
+86 (21) 2323 1306
alex.qian@cn.pwc.com

李維政

パートナー、華南
+86 (755) 8261 8218
derek.wc.lee@cn.pwc.com

私どもPwCの詳細はこちらをご参照ください: www.pwccn.com

PwC税関・国際貿易プラクティス

中国において、税関と国際貿易は複雑ですが、適切な解決方法により複雑な問題を簡素化することができます。綿密に練られ、用意周到なソリューションは業務コストを削減し、高度なコンプライアンスを確保し、税関調査における想定外の事象を回避することができます。私どもPwCの専門家は、大中華圏税関・国際貿易分野で豊富な経験と実績を有し、貨物輸出入関連の意見や付加価値の実現、並びにコンプライアンス確保と管理リスクの管理をサポートいたします。

(注) 日本語訳文のご利用にあたって

日本語訳文は中国語版を基にした翻訳であり、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本資料は一般的なご案内を目的としたものであり、専門家による助言に代替するものではありません。